

総務常任委員会

1 開 議 令和6年6月24日（月） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

日程第2 議案第36号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産
税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	大豆生田春美	出席
委員	深澤正夫	出席
	齋藤藤男	出席
	藤田善幸	出席
	小野寺尚武	出席
	菊池久光	出席

当局	総合政策部長	磯雅史	出席
	政策推進課長	長井康男	出席
	経営管理部長	益子弘	出席
	税務課長	若林操	出席

事務局	植田賢司	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣）

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、磯総合政策部長、益子経営管理部長、長井政策推進課長、若林税務課長です。

◎議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

磯総合政策部長。

○総合政策部長（磯 雅史） 議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更につきましては、本会議においてご説明させていただいたところでございますが、本日は担当の長井政策推進課長より改めてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 長井政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） 政策推進課長の長井です。どうぞよろしくお願いいたします。議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更についてご説明いたします。

議案書232ページ、議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、1の計画を変更する辺地につきましては、大神辺地及び藤沢辺地でございます。

2の変更の理由といたしましては、実施を予定している事業におきまして事業費等に変更が生じるため、計画を変更するものであります。

3の変更の内容でございますが、大神辺地につきましては計画中の3、公共的施設の整備計画の変更でございまして、市道大神福原線の道路改良事業の財源内訳等を変更するものでございます。藤沢辺地につきましては、まず計画中の2、公共的施設の整備を必要とする事情の変更ですが、市道琵琶池線の道路補修事業を新規事業として追加するため、その必要性等について追記するものでございます。

次に、3、公共的施設の整備計画の変更につきましては、市道大田原喜連川線の事業費、財源内訳等を変更し、市道琵琶池線の道路補修事業を追加するものでございます。

それでは、公共的施設の整備計画の変更内容につきましてご説明いたしますので、233ページの変更の概要を御覧ください。なお、赤字で示した部分が変更箇所になります。（1）、大神辺地につきましては、市道大神福原線におきまして補助率55%の道路交通安全施設等整備事業費補助金を予定しておりましたが、補助率50%の社会資本整備総合交付金を受け、実施することとなったため、特定財源を変更前の2億3,100万円から変更後の表のとおり、2億977万3,000円に減額し、一般財源を変更前の1億8,900万円から

変更後の表のとおり 2 億1,022万7,000円に増額し、辺地対策事業債の予定額を変更前の 1 億8,900万円から変更後の表のとおり 2 億700万円に増額するものであります。

(2)、藤沢辺地につきましては、市道大田原喜連川線におきまして、事業費を変更前の 1 億7,000万円から変更後の表のとおり 1 億5,500万円に減額するとともに、特定財源、これは地方創生道整備推進交付金でございますが、特定財源を7,550万円とし、一般財源及び辺地対策事業債の予定額をそれぞれ変更前の 1 億7,000万円から変更後の表のとおり7,950万円に減額するものであります。

新たに追加いたします市道琵琶池線におきましては、事業費を 2 億5,000万円とし、特定財源、こちらも地方創生道整備推進交付金となりますが、1 億2,250万円とし、一般財源辺地対策事業債の予定額をそれぞれ 1 億2,750万円とするものです。

最後に、藤沢辺地の計画の期間でございますが、当初の計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間でございましたが、令和 4 年度から令和10年度までの 7 年間に變更いたします。

以上、議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の變更について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 初歩的なことを伺うのですけれども、辺地度数というのがございます。100点以上とか何とか。点数はそれぞれ出ているのですけれども、この点数のつけ方で辺地の中心地から距離を計算しているわけなのですが、この場合、それぞれどの駅を利用する形になって計算しているのですか。例えば大神から野崎ですよとか、西那須野ですよとか、それをちょっと参考に聞きたいのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま委員おっしゃられましたとおり、辺地の辺地度数の算出につきましては、大字単位の中心地から小中学校であるとか高等学校、医療機関、郵便局、市役所などの公共施設までの距離により算出されまして、100点以上になると辺地ということになってまいります。

ご質問の公共交通機関の判定の判断ということによろしいですか。そうしますと、市営バスが通っている区域ですとバス停ということになるのです。辺地度数の算定方法につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律施行規則のほうに規定されておりまして、そこでは駅または停留所までの最短の距離ということとなっております。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 私は駅だと思っていたものですから、あそこだったら例えば片岡とか、野崎とか西那須野とか、それで計算していくものだと思っていたものですから、今伺ったのですけれども、停留所は近くにありますが、市営のバスの。そのところだけはっきり。点数をつけたときにどちらを利用したか。

○委員長（高瀬重嗣） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） こちらの算定につきましては、停留所までの最短の距離ということで算定しております。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 停留所までというのと、幾らも点数がなかったなと思うのですが、100点までですから、それ以上でなくてはいけないわけですから、この場合百五十何点になっていますけれども、それぞれ。そうすると、これは大田原市の場合、計画に乗せる場合、大田原市では2か所以外はなかったのでしょうか、計画を立てるときに。

○委員長（高瀬重嗣） 政策推進課長。

○政策推進課長（長井康男） お答えいたします。

市内で辺地に該当する地区というのは14地区ございますが、計画の策定につきましてはその地区において大規模等な整備を行うに当たって記載を行う必要があるようなところが、大規模な事業とかを行う状況によって計画を策定しますので、そういった事業がないところについては計画のほうは策定しておりませんので、現在策定しているのは須賀川、大神、藤沢の3地区ということになります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第35号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 大田原市辺地総合整備計画の変更については、原案を可とすることに決しました。
お疲れさまです。

（総合政策部長・政策推進課長退席）

◎議案第36号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第2、議案第36号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。
益子経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第36号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日担当の若林税務課長から改めてご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 若林税務課長。

○税務課長（若林 操） 議案第36号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。よろしくお願いします。

議案書236ページの補助資料を御覧ください。本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、湯津上地域及び黒羽地域が過疎地域に指定されたことにより、同地域内において特定の用に供する固定資産について課税免除を行うために制定したものであります。今回の改正は、課税免除を規定した同法第24条に係る省令の一部改正に伴い、関係部分を改正するものであり、大田原市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、固定資産税の課税免除の対象となる特別償却資産等の取得期限を延長するものであります。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたしますので、234ページを御覧ください。大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもので、新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を、同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正いたします。第2条中取得期限、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めます。

235ページに参りまして、附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとします。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 固定資産税の課税免除の対象者というのはどれくらいいらっしゃるのか、教えてください。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） 令和4年度から該当になりまして、今現在で7社が該当しております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑はございませんか。

ちなみにこれ、固定資産税課税免除すると大田原市の収入が減るわけです。それは何か補填をされるというのはあるのですか。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 普通交付税の基準財政収入額、これから課税の免除した額の約75%、これを控除することになりますので、必然的に交付税で措置されるという形になります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これ大田原市で課税免除の対象になる地域は分かるのですけれども、事業、主なもの、この地域での事業の主なものというのはどのようなのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） 対象業種というのが示されていまして、製造業、情報サービス業、農林水産物等

販売業、旅館業というふうに大きくは分かれていますのでけれども、ちょっと細かい規定がありまして、いろいろ規定はあるのですが、対象となる黒羽地区、湯津上地区でいいますと、製造業でいうと45社が該当してきます。湯津上地区ですと20業者、情報サービス業ですと黒羽地区1業者、湯津上地区1業者、水産物等販売業となりますと、ちょっとこれが範囲が狭くなってしまいまして、例で言うと観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランとかというふうになるので、すごく絞られてしまうので、該当するものが今ちょっと見当たらないかなというところなんです。最後の旅館業というのがありまして、これが黒羽地区1社、湯津上地区1社と、これが法人市民税の業種で調べたものなので、細かく調べるともうちょっと数が増えたり、数が減ったりというものもあるかもしれませんが、基本申請されて課税免除するものですので、こちらから積極的にここが該当するような形で統計は申し訳ないのですが、取っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） これは主な要件に入るわけですがけれども、法人税の申告する場合、法人と個人とで、個人は普通の個人業者では駄目なのでしょうか、青色をやっていただければよろしいのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 税務課長。

○税務課長（若林 操） これは特に法人登録とか、そういうのは関係ありませんで、償却資産ですとか建物ですとか土地に固定資産税はかかるのですが、この固定資産が対象になる方ということなので、個人事業者でも特に問題はありません。ただし、対象が500万円以上という年度の縛りがありますので、なかなか個人で大きな設備投資がないのかなというところなんです。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第36号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終わりました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時20分 散会